

平成30年度 保育所入所のご案内

平成30年度保育所入所申込の受付を開始します。入所を希望する人は、受付期間中に申し込みをしてください。

現在保育所の入所者で、引き続き入所を希望する場合も、申し込みが必要です。また、平成30年度の年度途中に入所を希望する人（育児休業中で職場復帰日が具体的に決まっている場合など）も入所受付を始めますので事前にご相談ください。

■入所にあたっては次のいずれかの事由（保育の必要性）に該当することが必要です。

- ①月64時間以上就労している
- ②妊娠中か出産後間もない
- ③保護者が病気または、身体に障がいを有している
- ④長期間にわたり疾病状態にあるまたは、障がいを有する親族を介護している
- ⑤震災、火災、風水害などで災害の復旧にあたっている
- ⑥起業準備を含む求職活動を継続して行なっている
- ⑦就学（職業訓練校における職業訓練を含む）している
- ⑧育児休業中に既に保育を利用している子どもの継続利用が必要

⑨その他村長が認める①から⑧に類する状態

■申込に必要な書類

- ①入所申込書（児童1人につき1枚）
- ②家庭内状況申告票
- ③就労証明書など（申し込みの事由により添付書類が異なります）

*申込時に保護者のマイナンバーカードまたは通知カード（通知カードの場合、運転免許証など本人を確認する書類が必要）をご持参ください。

*必要書類は、住民福祉課に備え付けています。

■保育料について

保育料は、保護者の住民税の額で算定します。毎年8月までの保育料は、前年度課税額で算定し、9月以降は当該年度課税額で算定しますので、必ず確定申告をしてください。

■申込受付期間・受付場所

11月14日（火）～12月1日（金）

住民福祉課窓口

〈問い合わせ〉

住民福祉課 子育て推進室

TEL(67) 2702

成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施しています

平成29年度 成人用肺炎球菌予防接種定期接種の対象者には4月上旬に直接通知を送付しています。接種期間は、平成30年3月31日（土）までとなっていますので、接種を希望する人は、期間内に接種をお願いします。期間を過ぎると全額自己負担になりますのでご注意ください。

【平成29年度の対象者】

65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
75歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ
80歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれ
85歳	昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日生まれ
90歳	昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日生まれ
95歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれ
100歳	大正 6年4月2日～大正 7年4月1日生まれ

通知の紛失や、対象年齢で4月以降に本村に転入した人は、予診票を発行しますので健康推進課までご連絡ください。



〈問い合わせ〉健康推進課保健係 TEL(67) 2704